

(法10条第1項第1号)

## 特定非営利活動法人 しちがはま国際交流協会 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人しちがはま国際交流協会と称し、  
英文名を NPO Shichigahama International Association とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮城県宮城郡七ヶ浜町に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国際交流を推進し、より多くの住民に国際交流の活動を理解し参加してもらい、  
国際感覚豊かな地域社会を作ることとする。  
また、ボランティア活動を通じて共助社会の推進、地域社会の活性化と発展、豊かな心を育む  
町民生活の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 国際貢献、国際協力に関する事業
- (2) 国際交流に対する調査研究及び情報収集・提供事業
- (3) 国際交流及び国際理解に関する研修事業
- (4) 国際交流・多文化共生に貢献できる人材の育成事業
- (5) 在住外国人、留学生との交流及び相談・支援事業
- (6) 国際交流及び国際理解に関するイベント事業
- (7) 様々な文化が共生する地域づくり事業
- (8) 姉妹都市をはじめとした世界諸都市との国際交流事業

- (9) 市民活動団体、登録団体、行政、企業との交流・連携及び協力事業
- (10) こども地域食堂等、地域の居場所作りに関する地域貢献事業
- (11) クリーンサポート等の環境保全事業
- (12) 地域住民の融和・親睦を図るイベント事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入された会費及び、その他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 役員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 20人以下

(2) 監事 1人以上 3人以下

(3) 顧問 若干名

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人までを副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 顧問は、理事長が指名し、理事会の承認を得る。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

6 顧問は、本会の重要事項について理事長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年または2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までのいずれか短い期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充

しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任並びに職務及び報酬
- (7) 会員の除名
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄（総会で別に定める額を超えないもの、又は借入日の属する事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）
- (10) 清算人の選任
- (11) 残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 5 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者若しくは電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会費の額
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務に関する事項  
(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者若しくは電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

### (合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人のホームページ及び官報に掲載して行う。ただし、法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、この法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第 10 章 雑則

### (細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	佐藤 直美
副理事長	高橋 幸子
理事	齋藤 敏昭
同	最上 真実
監事	立川 美由紀
同	相澤 道子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会で定めたところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- ① 個人会員 年額 2,000 円
- ② 家族会員 年額 3,000 円
- ③ 学生会員 年額 1,000 円

(2) 賛助会員 年額 10,000 円

制定日：令和 7 年 6 月 21 日 (設立総会)  
施行日：令和 7 年 月 日 (法人設立の日)

## 役 員 名 簿

特定非営利活動法人 しちがはま国際交流協会

役 名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理 事 長	佐藤 直美		無
副理事長	高橋 幸子		無
理 事	齋藤 敏昭		無
理 事	最上 真実		無
監 事	立川 美由紀		無
監 事	相澤 道子		無

# 設 立 趣 旨 書

## 1 趣 旨

国際交流を推進し、多くの住民に国際交流活動を理解し参加してもらい、国際感覚豊かな地域社会を作る取り組みを行います。また、ボランティア活動を通じて共助社会の推進、地域社会の活性化と発展、豊かな心を育む町民生活の形成に寄与するために活動することを目的とし、設立します。

任意団体として活動していた際も、多くの事業を通じて、民間レベルでの国際交流活動は行ってきましたが、任意団体では、これ以上活動の幅を広げることは難しく、事故等が起きた際の責任の所在が問題になりますので、特定非営利活動法人(以下 NPO 法人)の設立が望ましいと考えています。NPO 法人を設立することにより、社会的信頼を向上させ、活動の幅を広げていくことが可能と考えます。

皆さまのご理解と幅広いご支援をお願いいたします。

## 2 設立に至るまでの経過

平成 12 年(2000 年)に、民間レベルでの国際交流を推進し、より多くの住民に国際交流活動を理解し参加してもらい、国際感覚豊かな地域社会を作るために、七ヶ浜国際交流協会を設立しました。さらに規模を大きくして、より多くの町民や外国人が参加できる、幅広い活動をしていくことを考えていますが、任意団体としての活動では個人への負担が非常に大きく、幅広く補助金や寄付、ボランティアを受け入れられる体制を整えたいということで NPO 法人への法人化を検討し始めました。

令和 6 年 11 月、七ヶ浜国際交流協会役員会にて、NPO 法人への法人化について話し合いをはじめ、その後、準備委員会を数回開催し、令和 7 年 6 月 21 日に設立総会を開き、今日の申請に至りました。

令和 7 年 6 月 23 日

特定非営利活動法人 しちがはま国際交流協会  
設立代表者  
住所又は居所

氏 名 佐 藤 直 美

# 令和7年度（初年度）事業計画書

特定非営利活動法人 しちがはま国際交流協会

## 1 事業実施の方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人活動の内容について、今まで以上に積極的な広報活動や事業を行い、会員の拡大を目指す。

事業内容については、これまで行ってきた国際交流事業や国際理解事業、国際支援事業に加え、地域貢献活動にさらに力を入れていく。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
こども地域食堂等、地域の居場所作りに関する地域貢献事業	SIA食堂(こども&ちいき食堂)	令和7年11月8日(土)	七ヶ浜町内	40人	町民延べ200人	65
		令和8年3月29日(日)				
地域住民の融和・親睦を図るイベント事業	クリスマスパーティー	令和7年12月6日(土)	七ヶ浜町内	5人	町民延べ40人	30
国際交流及び国際理解に関するイベント事業	お正月イベント	令和8年1月25日(日)	七ヶ浜町内	100人	町民延べ400人	230
こども地域食堂等、地域の居場所作りに関する地域貢献事業	フードドライブ	随時	七ヶ浜町内	15人	県内の生活困窮者	20
国際貢献、国際協力に関する事業	国連WFPマンスリー募金	毎月	七ヶ浜町内	1人	世界の食糧支援(WFP)	21
国際貢献、国際協力に関する事業	募金活動	随時	七ヶ浜町内	15人	世界の食糧支援(WFP)	0
クリーンサポート等の環境保全事業	七ヶ浜町内の海岸清掃	随時	七ヶ浜町内	40人	町民	0
こども地域食堂等、地域の居場所作りに関する地域貢献事業	英語学習相談室	随時	七ヶ浜町内	5人	町民延べ50人	10
地域住民の融和・親睦を図るイベント事業	マンスリーイベント		七ヶ浜町内	5人	町民延べ40人	20

# 令和8年度（次年度）事業計画書

特定非営利活動法人 しちがはま国際交流協会

## 1 事業実施の方針

設立次年度にあたり、初年度に引き続き法人としての組織基盤を確立するため、法人活動の内容について、積極的な広報活動や事業を行い、また他団体とも協力し会員の拡大を目指す。

事業内容については、初年度に引き続き国際交流事業や国際理解事業、国際支援事業、地域貢献活動にさらに力を入れていく。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
在住外国人、留学生との交流及び相談・支援事業	高山外国人避暑地の方との交流事業	令和8年 8月7日(金)	七ヶ浜町内	30人	町民、高山外国人避暑地住民 延べ110人	30
地域住民の融和・親睦を図るイベント事業	マンスリーイベント	令和8年 10月17日(土) 令和8年 12月6日(土)	七ヶ浜町内	10人	町民 延べ80人	20
こども地域食堂等、地域の居場所作りに関する地域貢献事業	SIA食堂(こども&ちいき食堂)	令和8年 11月14日(土) 令和9年 3月28日(日)	七ヶ浜町内	40人	町民 延べ200人	65
地域住民の融和・親睦を図るイベント事業	クリスマスパーティー	令和7年 12月6日(土)	七ヶ浜町内	5人	町民 延べ40人	30
国際交流及び国際理解に関するイベント事業	お正月イベント	令和9年 1月31日(日)	七ヶ浜町内	100人	町民 延べ400人	230
こども地域食堂等、地域の居場所作りに関する地域貢献事業	フードドライブ	随時	七ヶ浜町内	15人	県内の生活困窮者	20
国際貢献、国際協力に関する事業	募金活動	随時	七ヶ浜町内	15人	世界の食糧支援(WFP)	0
クリーンサポート等の環境保全事業	七ヶ浜町内の海岸清掃	随時	七ヶ浜町内	40人	町民	0
こども地域食堂等、地域の居場所作りに関する地域貢献事業	英語学習相談室	随時	七ヶ浜町内	5人	町民 延べ50人	10

令和7年度（初年度） 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 しちがはま国際交流協会

科目	金額 (単位:円)	
<b>I 経常収益</b>		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2 受取寄附金		
受取寄附金(七ヶ浜国際交流協会)	450000	
施設等受入評価益	0	450000
3 受取助成金等		
事業補助金(七ヶ浜町)	0	
受取民間助成金	0	0
4 事業収益		
国際交流及び国際理解に関するイベント事業	40000	
地域住民の融和・親睦を図るイベント事業	10000	50000
5 その他収益		
受取利息		
雑収益	0	0
<b>経常収益計 (A)</b>		<b>500000</b>
<b>II 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
謝金	25000	
印刷製本費	36000	
会議費	0	
旅費交通費	0	
通信費		
食材購入費	216000	
消耗品費	29000	
保険料	23000	
水道光熱費	3000	
租税公課		
研修費		
手数料		
賃借料	43000	
諸会費		
雑費		
仕入高		
什器備品		
国際支援金	21000	
その他経費計	396000	
<b>事業費計</b>		<b>396000</b>
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	15000	
旅費交通費	0	
通信費		
消耗品費	20000	
広告宣伝費	0	
水道光熱費	0	
支払手数料	0	
諸会費		
印刷製本費		
賃借料		
保険料業務委託費		
修繕費		
雑費		
その他経費計	35000	
<b>管理費計</b>		<b>35000</b>
<b>経常費用計 (B)</b>		<b>431000</b>
<b>当期経常増減額 (A-B)</b>		<b>69000</b>
<b>III 経常外収益</b>		
1 過年度損益修正益		
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>
<b>IV 経常外費用</b>		
1 過年度損益修正損		
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>
<b>当期正味財産増減額</b>		<b>69000</b>
<b>設立時正味財産額</b>		<b>0</b>
<b>次期繰越正味財産額</b>		<b>69000</b>

令和8年度（次年度） 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 しちがはま国際交流協会

科目	金額 (単位:円)	
<b>I 経常収益</b>		
1 受取会費		
正会員受取会費	80000	
賛助会員受取会費	70000	150000
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3 受取助成金等		
事業補助金（七ヶ浜町）	240000	
受取民間助成金	0	240000
4 事業収益		
国際交流及び国際理解に関するイベント事業	40000	
地域住民の融和・親睦を図るイベント事業	10000	50000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
<b>経常収益計 (A)</b>		<b>440000</b>
<b>II 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
謝金	25000	
印刷製本費	36000	
会議費	0	
旅費交通費	0	
通信費		
食材購入費	230000	
消耗品費	39000	
保険料	23000	
水道光熱費	3000	
租税公課	0	
研修費	0	
手数料		
賃借料	49000	
諸会費		
雑費		
仕入高		
什器備品		
国際支援金	0	
その他経費計	405000	
<b>事業費計</b>		<b>405000</b>
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	15000	
旅費交通費	0	
通信費		
消耗品費	20000	
広告宣伝費	0	
水道光熱費	0	
支払手数料	0	
諸会費		
印刷製本費		
賃借料		
保険料業務委託費		
修繕費		
雑費		
その他経費計	35000	
<b>管理費計</b>		<b>35000</b>
<b>経常費用計 (B)</b>		<b>440000</b>
<b>当期経常増減額 (A-B)</b>		<b>0</b>
<b>III 経常外収益</b>		
1 過年度損益修正益		0
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>
<b>IV 経常外費用</b>		
1 過年度損益修正損		0
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>
<b>当期正味財産増減額</b>		<b>0</b>
<b>前期繰越正味財産額</b>		<b>69000</b>
<b>次期繰越正味財産額</b>		<b>69000</b>